

## 群馬大学社会情報学部教育実習委員会内規

〔平成16年4月1日〕  
制 定

(設 置)

第1条 群馬大学社会情報学部における教育実習の実施に当たり、その理念及び基本方針を策定し円滑な運営を行うため、群馬大学社会情報学部教育実習委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任 務)

第2条 委員会の任務は、教育実習に係る次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 実施計画に関すること。
- (2) オリエンテーションに関すること。
- (3) 事前指導・事後指導に関すること。
- (4) 実習校に関すること。
- (5) 教材・教具等の整備に関すること。
- (6) 評価に関すること。
- (7) その他教育実習の実施に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教授会で選出された教員 4人
- (2) 教務委員会から選出された教員 1人
- (3) 学部長が指名する教員 若干人

(任 期)

第4条 前条の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1号の委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、事務部において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。